

保護者の皆様へ 学校給食費の「公会計化」についてのお知らせ

平素より、本市の学校給食の運営にご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本市においては、学校給食費の管理に係る一層の透明性の確保及び保護者の皆さまの利便性の向上等を図るため、令和5年4月から市立小・中・特別支援学校における学校給食費について、市の歳入歳出予算に計上し管理する「公会計方式」に移行いたします。

これに伴い、令和5年度からの学校給食費の取り扱いについて、下記のとおりお知らせいたしますのでご承知ください。

1 学校給食費の納付金額

学校給食費の月額及び日額は現行と同額です。

学校区分	月額	日額
小学校	4,300円	250円
中学校	5,100円	300円
特別支援学校小学部	4,800円	280円
特別支援学校中学部・高等部	5,600円	320円

2 納付方法、納期限について

学校給食費は、下記の金融機関から選択していただき、原則口座振替による納付となります。（口座振替に係る手数料は市が負担します。）

また、納付はこれまでと同様に1年度につき11回の納付となり、口座振替日が土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日の振替となります。

・選択可能な取扱金融機関

①埼玉りそな銀行 ②三井住友銀行 ③りそな銀行 ④武蔵野銀行 ⑤東和銀行
⑥埼玉懸信用金庫 ⑦川口信用金庫 ⑧東京信用金庫 ⑨中央労働金庫 ⑩飯能信用金庫
⑪いるま野農業協同組合 ⑫ゆうちょ銀行

・納期限

対象月	4月分	5月分	6月分	7月分	8・9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
納期限	5月末日	6月末日	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日	11月末日	12月25日	1月末日	2月末日	3月末日

※上記納期限において残高不足等により振替ができなかった場合は、再振替は行いません。市から発送する納入通知書により、指定の金融機関窓口等で納付していただくようになります。

3 食物アレルギー等による給食の一部停止及び減額について

食物アレルギー等により、①牛乳が飲めない、②パン・麺が食べられない、③飲料以外の全ての給食が食べられない場合は、それぞれの区分に応じて学校給食費月額から下記の表の額を減額します。（牛乳の代わりにお茶の提供を希望された場合は、学校給食費の減額はありませぬ。）

学校区分	①牛乳の停止	②パン・麺の停止	③飲料を除く学校給食等の停止
小学校	800円	400円	3,500円
中学校	800円	400円	4,300円
特別支援学校小学部	800円	200円	4,000円
特別支援学校中学部・高等部	800円	200円	4,800円

申請方法：「食物アレルギー等による学校給食一部停止届」を学校に提出

添付書類：学校生活管理指導表または医師の診断書

※停止を希望する月の最初の給食提供日の5日前まで(土日祝日除く)に申請してください。月の途中からの停止はできません。

4 就学援助、生活保護対象世帯の給食費について

<就学援助対象世帯>

1学期分	4月分～7月分については、原則口座振替により学校給食費の納付をお願いします。就学援助費の支給決定がされた方には、後日、納付いただいた分の給食費をお返しします。
2・3学期分	就学援助費を受給されている方の学校給食費は、就学援助費から自動的に市へ納付されますので、保護者の皆様が納付する必要はありません。 ※ただし、申請中などで認定に至っていない場合や、就学援助費の支給が廃止等となった場合は、学校給食費をお支払いいただく必要があります。

<生活保護対象世帯>

生活保護費を受給されている方の学校給食費は、生活保護費から自動的に市へ納付されますので、保護者の皆様が納付する必要はありません。

※ただし、生活保護費が廃止等となった場合は、学校給食費をお支払いいただく必要があります。

5 連続して5日以上給食を停止する場合について

けがや病気等の欠席により、連続して5日以上給食を停止する場合は、学校給食費の減額対象となります。学校が届出書を受理した日の翌日から起算して5日目以降の給食を停止します。

申請方法：富士見市学校給食等停止届を学校へ提出

※急な欠席や4日未満の欠席は食材発注のキャンセルができないため、減額の対象にはなりません。また、再開する場合は再開届を提出してください。

各種様式は、各学校及び学校給食センターにあるほか、市ホームページからダウンロードすることができます。また、公会計化に関する詳細についても学校給食センターホームページに掲載していますのでご覧ください。

学校給食費に関するお問い合わせ
富士見市学校給食センター
電話番号：049-252-2881
FAX 番号：049-252-2884